

消費生活に関する研究・実践活動団体等に対する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市における消費生活に関する研究や実践活動の推進を図るため、消費生活に関する研究等に取り組む団体等に対して、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象となる団体等)

第2条 補助の対象となる団体等は、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 高松市内を主な活動拠点にしていること。
- (2) 団体の場合は10人以上の会員で組織し、継続して3年以上活動の実績があること。
- (3) 団体の場合は定款又はこれに相当する規約等を有すること。
- (4) 自ら経理し、及び監査する等の会計機構を有すること。
- (5) 政治活動及び宗教活動を行わず、かつ、営利を目的としないものであること。

(補助事業の範囲)

第3条 補助の対象となる事業の範囲は、消費生活に関する研究、消費者啓発の推進に寄与する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 消費生活に関する研究又は調査の事業
- (2) 消費生活に関する研修会又は講習会を開催する事業
- (3) 消費者啓発に寄与する催しの開催又はこれに参加する事業
- (4) 消費者啓発の推進に関する資料等を収集し、作成する事業
- (5) その他消費者啓発の推進に寄与する適切な事業

(補助事業期間)

第4条 補助事業期間は、交付年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体等は、指定様式による補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、高松市消費者団体連絡協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 定款又は規約等
- (5) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適

当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 前項に規定する補助金の交付決定に当たって、会長は、必要に応じて申請内容を変更して決定し、又は必要な条件を付することができる。

3 前2項の規定により、補助金の交付決定をしたときは、その旨を当該団体等に通知するものとする。

(目的遂行の義務)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた団体等は、その目的とするところに従い、補助事業を執行し、交付される補助金の効率的な運用を図らなければならない。

(承認事項)

第8条 補助団体等は、第5条の書類に記載した事項を変更し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 会長は、補助事業の実施状況について、必要があると認めるときは、その報告を求め、又は関係書類の検査をすることができる。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、補助金の交付決定後交付する。

(交付決定の取消し)

第11条 会長は、補助団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定を受けた補助事業の内容を会長の承認を受けないで変更し、又はこれに付した条件に反したとき。
- (4) この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 前条の規定により交付決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付決定を受けた団体等は、会長の決定した額を返還しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助金の交付決定を受けた団体等は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に、所定様式による実績報告書に、次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(3) その他会長が必要と認める書類

2 補助事業の実績を発表することを求められたときは、関係資料を提出し、発表に必要な措置を講じなければならない。

(検査等)

第14条 補助金の交付決定を受けた団体等は、高松市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

附則1

対象となる補助事業について、複数の団体が共同で研究活動を行う場合は、共同研究代表者、会計及び書記を選出するものとし、この場合における補助金額は、予算に基づいて定めた1団体当たりの補助基本額の合計を上限とする。

附則2

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則2

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。